

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.1 (令和6年7月号)

令和6年7月16日作成

- 以下の通知・事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和6年6月28日 保医発0628第2号 (令和6年7月1日適用)
 - 令和6年7月11日 医療課事務連絡
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(<https://www.shaho.co.jp/publication/navi/>)
- 以下の通知・事務連絡が発出されています。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「遠隔死亡診断補助加算における施設基準を満たすことを証明する書類について」(令和6年6月17日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その8)」(令和6年6月18日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その9)」(令和6年6月20日医療課事務連絡)
 - ・「感染症免疫学的検査の取扱いについて」(令和6年6月21日医療課事務連絡)
 - ・「「コラテジェン筋注用4mg」の保険診療上の取扱いについて」(令和6年6月27日保医発0627第1号)
 - ・「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法について」(令和6年7月12日医療課事務連絡)
 - ・「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年7月12日医療課事務連絡)

【『医科点数表の解釈(令和6年6月版)』ウェブコンテンツを開設しました】

(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)

- ◆ 施設基準(基本・特掲)等の届出書・届出様式やデータでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。なお、「令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」(令和6年6月12日医療課事務連絡)による「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の「様式18の3」の訂正については、ウェブコンテンツ開設の時点で反映済みです。

※ 「令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」(令和6年7月11日医療課事務連絡)による様式の訂正については、後日対応いたします。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースに掲載した当該事務連絡で、訂正内容はご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
241	◆	A315精神科地域包括ケア病棟入院料の右欄として以下のように追加。 (診療報酬明細書「摘要」欄への記載事項)		
	●	非定型抗精神病薬加算		
	【56】	非定型、定型を含めて投与している抗精神病薬をすべて記載すること。		
443	右	上から22～23行目	在宅患者調剤加算	在宅薬学総合体制加算
463	右	上から24行目	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	在宅麻薬等注射指導管理料(悪性腫瘍の場合)又は在宅腫瘍化学療法注射指導管理料
463	右	上から26行目	在宅悪性腫瘍等患者の療養	在宅麻薬注射又は在宅腫瘍化学療法注射
547	右	下から16行目	又はC L I A法	, C L I A法又はF I A法
547	右	下から13行目	又はC L I A法	, C L I A法又はF I A法
547	右	下から10行目	又はC L I A法	, C L I A法又はF I A法
547	右	下から6行目	〔次行に追加〕	(令 6. 6.28 保医発 0628 2)
1301	左	下から24行目	◆ 「第4 経過措置等」の「表3 施設基準が改正された入院基本料等(届出を必要としないもの)」から以下の項目を削除。 介護障害連携加算1及び2	
1312	左	下から12行目	第1の1から4まで	第1の1から4まで及び7

頁	欄	行	変更前	変更後			
1325	左	上から29～31行目	有床診療所（一般病床に限る。）の介護障害連携加算の届出は、別添7の様式12の3を用い、有床診療所の栄養管理実施加算の届出は、	有床診療所の栄養管理実施加算の届出は、			
1377	左	上から3行目	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準	ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る基準			
1397	左	下から15行目	〔次に追加〕	カ 11の(1)から(4)までを満たしていること。			
1397	左	下から13行目	イからオ	イからカ			
1397	左	下から11行目	ウ及びエ	ウ、エ及びカ			
1594	左	上から17～18行目	◆ 「第4 経過措置等」の「表3 施設基準の改正された特掲診療料（届出が必要でないもの）」から以下の項目を削除。 皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）				
1594	右	下から16～14行目	◆ 「第4 経過措置等」の「表4 施設基準等の名称が変更されたが、令和6年5月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関及び保険薬局であれば新たに届出が必要でないもの」に以下の項目を追加。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">センチネルリンパ節加算</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">→</td> <td style="padding: 2px;">皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算</td> </tr> </table>	センチネルリンパ節加算	→	皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	
センチネルリンパ節加算	→	皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算					
〔黄色網かけは本書巻末追補にて改正済み〕							
1605	左	下から15行目	1の(3)、(9)又は(11)	1の(3)、(9)及び(11)			

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。